

研修会の御案内

～農業関係各位の独占禁止法コンプライアンスのために～

公正取引委員会事務総局
経済取引局調整課

農業協同組合(組合の連合会を含む。)関係の法的措置及び警告事件は、近年、約2年に1件の割合(平成元年～令和2年3月で15^{※1}件)で発生しています。

また、違反行為に対する措置は、平成22年1月から、優越的地位の濫用等の「不公正な取引方法」の一部が課徴金の対象となるなど、一層厳格になっているところです。

このようなことから、公正取引委員会では、農業協同組合中央会及び商系事業者団体^{※2}に対して、次頁の内容の研修会を行っております。貴団体・貴組合において講習会等を開催される際には、独占禁止法のコンプライアンス確保のため、本研修会を御活用いただければ幸いです。

※1 独占禁止法第19条(不公正な取引方法)に該当するものに限りません。

※2 個別企業からの研修会の御要望にはお応えできませんので御了承ください。

研修会って自分たちにも必要なの？

研修Kenshu, 監査Kansa, 危機管理Kikikanriの3つのKが、
独占禁止法コンプライアンスに不可欠

④ 独禁法違反の重さも禁じられている行為類型も知っている。だけど、具体的な事例が分からないから、怖くて新しい事業に挑戦できない。

⑤ いざ独禁法違反に遭遇した場合、どうすればいいんだろう？

そんな場合には
特に必要です！

知らないから怖くもない。
ある程度知っているから怖い。
怖いから動けない。

① 独禁法って何？
農協も守らなきゃいけないの？

② 独禁法違反なんて大したことないよ。

③ 独禁法違反は経営上の重大リスクだとは思いますが、何を禁じているのか、実は…知らない。

コンプライアンスへの意識を高め、独占禁止法の正しい知識を身につけて、適切な取組や対応を行っていくために、研修会の御利用を御検討ください。

研修会の概要

研修会の対象者と開催機会

- ・ 農業協同組合中央会が主催する，組合員や中央会職員向け講習会
- ・ 商系事業者団体が主催する，会員や事業者団体職員向け講習会
- ・ ※単位農協や個別企業からの研修会の御要望にはお応えできません。

研修会の内容と所要時間 詳しくは次ページ以降を御覧ください

- ・ 基礎編：基本的知識の習得を目的とした座学(1～1.5時間)
- ・ 実務応用編：知識を使えるようにすることを目的とした演習(1～1.5時間)
- ・ ※1回の研修会で基礎編と実務編の両方を開催することが可能です(時間次第)。
- ・ ※実務応用編は基礎編の受講が前提です(基礎編のみの開催は可能。実務応用編のみの開催は不可)。

平成23年度以降の研修会開催実績(平成31年3月末現在)

- ・ 中央会主催の研修会は，青森県中央会や山口県中央会など全国29の中央会で，延べ68回開催されました。(詳しくは最終ページを御覧ください)
- ・ 商系事業者団体の研修会は，全国農薬協同組合，農薬工業会，農業機械公正取引協議会などで，延べ11回開催されました。

研修会の内容【基礎編】(1～1.5時間)^{※1}

基本的知識の習得を目的とした座学

- 「農協ガイドライン」^{※2}など，農業分野の独占禁止法コンプライアンスに不可欠な基本的知識を，初心者にも分かりやすいよう，図解資料^{※3}で説明
 - ◆ 農業分野の独占禁止法コンプライアンスの基本
 - ◆ 農協の独占禁止法適用除外制度についての基本的知識
 - ◆ 農協の行為であっても独占禁止法で禁止される不公正な取引方法
 - ◆ 相談制度，申告制度の利用方法 など
- 問題を身近に感じるため，過去の違反事件を解説
- 法務担当者等専門家主体の研修会では，実践的内容の応用論点をより多く解説

※1 研修会の時間は，御希望に応じて対応いたします。

※2 「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」(<https://www.jftc.go.jp/dk/noukyou/nokyogl.html>)

※3 図解資料は当委員会のHPに掲載しています(<https://www.jftc.go.jp/dk/noukyou/noukyou.html>)。

研修会の内容 【実務応用編】(1～1.5時間)※

知識を使えるようにすることを目的とした演習

- 実務において独占禁止法上の問題点に気付き，対応する力をつけるため，実務的な想定事例を題材に，グループ別に意見交換と問題解決のための作業
- 講師は，作業中は意見交換を手伝い，最後に解答と独占禁止法上のコンプライアンスのコツを解説
 - ◆ 問題を放置せず，適切に処理するための「鼻，目，口，耳，手」
 - ◆ 鼻：実務の現場で個々の職員が独禁法上の問題点を発見する力
 - ◆ 目：発見した場合の個々の職員の現場での対応
 - ◆ 口・耳：現場の情報を的確に収集するためのコツと，組織として判断に迷う場合の適切な対応
 - ◆ 手：問題が生じたときに備える対策と生じてしまった時の対処

※ 研修会の時間は，御希望に応じて対応いたします。

研修会の依頼先

貴組合・貴団体に研修会場を御用意いただき、研修会場に当委員会の職員が講師としてお伺いいたします。

講師謝金やお心遣いは一切不要です。

研修会を御希望の際には、御遠慮なく下記の連絡先まで御相談・御連絡ください。

【研修会の依頼先】

公正取引委員会事務総局

経済取引局 調整課

電話番号：(03)3581-5483 (直)

E-mail: chosei-4-〇-jftc.go.jp

(迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「-〇-」としております。
メール送信の際には、「@」に置き換えて利用してください。)

平成23年度以降の中央会研修会開催実績

平成23年度以降，全国29の農業協同組合中央会で，公正取引委員会の「農協と独占禁止法」研修会が開催されています。

(令和2年3月末現在。以下の色つき表示の県の中央会)

